

千民児協第76号
令和2年11月5日

各市町村民生委員児童委員協議会 会長 様

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会
会長 榎本 豊
(公 印 省 略)

令和2年度「児童虐待防止推進月間」の取り組みへの協力について

平素は、当協議会の運営及び民生委員児童委員活動の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、貴管内の民生委員・児童委員の皆様への周知について、御協力くださるようお願い申し上げます。

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会 (担当：黒岩)
〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 県社会福祉センター内
TEL : 043-246-6011 FAX : 043-248-0084
e-mail : info@chiba-minkyō.or.jp



全社民生発第75号
令和2年10月30日

都道府県・指定都市
民生委員児童委員協議会 会長 様

全国民生委員児童委員連合会
会長 得能 金 甫



令和2年度「児童虐待防止推進月間」の取り組みへの協力について

本会事業の推進につきまして、日頃よりご協力いただき深謝申し上げます。

さて、児童虐待問題は社会全体の重要な課題となっており、児童虐待防止対策への取り組み推進のために集中的に広報・啓発活動等を実施することを目的として、厚生労働省は平成16年度より11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、多くの民間団体や地域の関係者等による様々な取り組みが実施されています。

今般、厚生労働省より別紙（写）のとおり、実施要綱に基づき、広報・啓発等の取り組みが実施されることとなり、月間の実施について協力依頼がありました。

本会においても、児童虐待防止の取り組みが重要であることから、趣旨に賛同し昨年度作成した住民向けの「呼びかけ文」や機関紙『ひろば』などを通じた広報・啓発活動等の推進を図ることとしております。

つきましては、貴民児協および貴管内市区町村（単位）民児協におかれましても、この趣旨に鑑み、児童虐待防止に向けた取り組みがなお一層推進されるよう、周知等ご協力いただきたくお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止に留意し、無理のない範囲での活動にお努めくださいますよう、重ねてお願いいたします。

【添付資料】

- ① 令和2年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱
 - ② 令和2年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）【写】
 - ③ まちかどポスター（A3版）
 - ④ リーフレット（A4版）
- （お問い合わせ先）

全国民生委員児童委員連合会 事務局（担当：小島、小嶋）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 民生部内

TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748 Email : z-minsei@shakyo.or.jp



子発 1023 第 4 号
令和 2 年 10 月 23 日

各 児童虐待防止対策関係団体 代表者 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

令和 2 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成 16 年度から児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、多くの方々の御協力の下に、集中的な広報・啓発活動を行ってまいりました。令和 2 年度におきましても、別添「令和 2 年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」に基づき、11 月を「児童虐待防止推進月間」と定めることといたしますので、貴団体におかれましては児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組を積極的に実施していただくとともに、関係団体及び関係者等への趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼につきまして、格別の御配慮をお願いいたします。

また、令和 2 年度「児童虐待防止推進月間」標語の募集につきましては、全国から 4,641 作品（有効応募総数）の応募があり、厳正な審査を行った結果、別添「令和 2 年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」の 4 に記載のとおり『189（いちはやく） 知らせて守る 子どもの未来』に決定いたしましたので、併せて御報告します。

当該標語は、令和 2 年度「児童虐待防止推進月間」の各種啓発事業等で幅広く活用することとしておりますが、貴団体並びに関係団体及び関係者等への標語の周知等に御配慮を賜りますようお願い申し上げます。